証券コード　6025
2026年11月11日
（電子提供措置の開始日）2026年11月４日

株　主　各　位

大阪府吹田市広芝町９番33号
日本ＰＣサービス株式会社
代表取締役社長　家　喜　信　行

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　https://www.j-pcs.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主・投資家情報」「株主総会」「株主総会のご案内」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、名古屋証券取引所（名証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

名古屋証券取引所ウェブサイト　https://www.nse.or.jp/listing/search/

（上記の名証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本ＰＣサービス」又は「コード」に当社証券コード「6025」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

議決権の事前行使にご協力いただける株主様は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年11月25日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2026年11月26日（木曜日）午前10時
２．場　　所　大阪府吹田市豊津町９番６号
　　新大阪江坂東急ＲＥＩホテル　３階　ウッドルーム

３．目的事項
　報告事項　１．第25期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
　　２．会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　決議事項
　第１号議案　取締役２名選任の件
　第２号議案　補欠監査役１名選任の件

４．議決権行使についてのご案内
(1) インターネットによる議決権行使の場合
当社指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2026年11月25日（水曜日）午後６時までに、議案に対する賛否をご入力ください。
なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいますようお願い申しあげます。
(2) 書面による議決権行使の場合
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年11月25日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

１．ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
２．電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年９月１日～2026年８月31日）におけるわが国経済は、緩やかに回復しておりますが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要があります。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要があります。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要があります。

当社グループが属する情報通信サービス業界におきましては、コロナ禍で加速したDX化に加え、DX社会ならではのデジタルデバイドなど新たな課題も発生しており、情報通信ネットワーク及びそれらの修理・メンテナンスは、ますます社会的必要性の高まりを見せております。このような状況の中、当社グループにおきましては、以下の施策に注力し、事業活動を行ってまいりました。

①　認知度向上への成長投資
②　個人向けサポートの事業基盤強化
③　法人DXサポートの領域拡大と継続収益化

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,086百万円（前期比18.4％増）、営業利益は72百万円（前期比26.5％減）、経常利益は60百万円（前期比51.2％減）、親会社株主に帰属する当期純損失は６百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益22百万円）となりました。

なお、個別業績につきましては、連結子会社株式の評価損を計上したこと等により、当期純損失268百万円となりました。当該評価損は連結決算上消去されるため、連結損益への直接的な影響はありません。

当社グループの主要な事業は、パソコン、タブレット端末、スマートフォン、家庭用ゲーム機器及びデジタル家電等のネットワーク対応機器に関する設定設置やトラブルに対し、訪問又は電話で対応、解決するサービスの提供や、店舗に持ち込まれた機器の修理やトラブル解決を行っており、事業セグメントはスマートライフサポート事業による単一セグメントであります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、66百万円であります。その主なものは新規出店及び移転等による設備投資64百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、運転資金として金融機関より長期借入金560百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第22期 2023年８月期	第23期 2024年８月期	第24期 2025年８月期	第25期 (当連結会計年度) 2026年８月期
売上高（千円）	6,449,287	6,264,823	6,828,036	8,086,792
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△40,250	106,516	22,231	△6,365
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	△23.14	61.23	12.78	△3.66
総資産（千円）	1,996,704	2,100,192	2,299,864	2,439,410
純資産（千円）	145,299	265,389	276,217	265,707
１株当たり純資産額（円）	83.53	152.56	158.78	152.74

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第22期 2023年８月期	第23期 2024年８月期	第24期 2025年８月期	第25期 （当事業年度） 2026年８月期
売上高（千円）	4,942,334	4,839,398	5,140,705	6,356,455
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△32,529	58,189	88,309	△268,247
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	△18.70	33.45	50.76	△154.20
総資産（千円）	1,870,179	1,984,726	2,179,378	2,120,511
純資産（千円）	313,084	384,847	461,752	189,360
１株当たり純資産額（円）	179.98	221.23	265.44	108.85

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
IoTマーケティング株式会社	9,000千円	100.0%	コンピューターハードウェア及びソフトウェアの販売
株式会社スマホスピタル	10,000千円	100.0%	スマートフォン・タブレット・ゲーム機の修理店の運営
株式会社ネクストライン	3,000千円	100.0%	インターネット光回線システムの販売、設置
ミナソル株式会社	10,000千円	100.0%	コールセンターの運営

(4) 対処すべき課題

情報通信ネットワークは、「電気・ガス・水道」に続く第４の生活インフラとして、社会に不可欠な基盤となっております。パソコン・スマートフォン・タブレット等の普及に加えて、IoT化（モノのインターネット化）、スマートハウス化、ロボット化が進み、また少子高齢化を背景とした省人化・効率化ニーズも高まっております。加えて、５Ｇ通信の普及、行政・教育・医療などのデジタル化の進展、テレワークの定着などにより、ネットワーク対応機器の拡大と共に、設置・設定・保守・修理・セキュリティ対策のニーズが一層増加しております。

このような環境変化の中で、当社グループは「１人ひとりのお客様に最適なスマートライフを！」という企業理念のもと、社会やお客様に信頼されるサービス提供を通じて持続的な成長を実現するため、以下の事項を対処すべき課題として認識しております。

① 認知度の向上

当社グループにおけるワンストップサポートサービスは、顧客接点が主としてトラブル発生時に生じるものであり、顧客の自発的需要を喚起することが難しいという特性を有しております。

このため、更なる集客の拡大に向けては、事業及び展開ブランドの認知度を向上させ、「デジタル機器のサポートといえば当社グループ」という想起を得ることが必要不可欠であると認識しております。

当社グループでは「認知率30％プロジェクト」を推進し、Webマーケティングや広告宣伝に加え、テレビCMやSNSなど複数のチャネルを活用した広報活動を強化することで、より多くのお客様に身近なサービスとして認知されることを目指してまいります。

また、事業拡大に向けた営業体制の強化を図るべく、営業人員への投資を進めるとともに、戦略的アライアンスの構築・拡大にも注力しております。これにより、新たな顧客層の開拓及びサービス提供領域の拡大を通じて、持続的な成長基盤の確立を目指してまいります。

② 事業領域の拡大

当社グループの主要事業領域の一つであるパソコン販売市場においては、市場の成熟化やスマートフォンの高性能化等の影響により、成長の鈍化傾向が見られております。

このような事業環境の変化を踏まえ、当社グループでは「家まるごと・オフィスまるごとサポート」の実現を掲げ、サポート対象を従来のパソコン中心の機器群から、スマートフォン、タブレット、デジタル家電、ウェアラブル端末、ロボット等のホームIoT機器、さらにはネットワーク機器からインターネット回線などへと拡大しております。

法人分野におきましては、安定的な収益基盤の確立を図るため、企業のDX推進支援、保守サービス、コールセンター運営受託等の事業領域を強化するとともに、新たな取付・設置工事事業にも取り組んでおります。

会員事業におきましては、会員プランの最適化を進めるとともに、トラブル発生時の迅速な対応を可能とするため、事前加入型の会員サービス体制を構築しております。さらに、デジタ

ルカルテの蓄積及び管理体制の強化を図ることで、プラットフォーム全体の基盤強化に努めております。

今後も、グループ会社間の連携を一層強化し、事業の多角化とシナジー効果の最大化を通じて、持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

③　組織基盤の強化

当社グループの事業成長を支えるのは人材であり、優秀な人材の確保と育成が最も重要な課題の一つであると認識しております。

今後も積極的な採用活動を継続するとともに、教育研修制度の充実を図り、専門的な技術・知識を有する人材を計画的に育成してまいります。また、従業員一人ひとりが安心して働き、長く活躍できる環境を整備することで、企業理念・経営理念の浸透と組織全体のレベルアップを推進してまいります。

④　個人情報の管理

当社グループは、会員・契約者及び協力会社・代理店等の個人情報を取り扱っており、お客様や提携企業様に安心してサービスをご利用いただくためには、適正な情報管理体制の維持・運用が不可欠であると考えております。

そのため、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）及び個人情報保護マネジメントシステム（PMS）の要求事項に基づいた管理体制を継続的に運用し、セキュリティレベルの維持・リスクアセスメントの実施・教育体制の充実など、全社的な取り組みを進めております。

⑤　コンプライアンス体制の強化

会社を持続的に成長させるためには、コンプライアンス経営の徹底が不可欠であり、顧客・株主・取引先・従業員など、すべてのステークホルダーに資するものであると認識しております。

当社グループでは、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、事業活動におけるリスクへの備え、不正行為の早期発見・是正・再発防止の仕組みを整備しております。今後も、役職員への教育体制の充実と内部通報制度の適正運用を通じ、グループ全体での内部統制の実効性を高めてまいります。

⑥　内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務効率化及びリスク管理を推進する内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

顧客管理やクレーム管理の徹底を通じて顧客満足度を向上させるとともに、ガバナンス体制の整備により経営の公平性・透明性を確保し、効率的かつ安定的な経営運営を推進してまいります。

⑦　特定人物への依存について

当社代表取締役社長は、経営方針及び経営戦略の決定・推進において重要な役割を果たしておりますが、将来にわたる持続的成長のためには、組織としての意思決定プロセスの分散化と後継人材の育成が重要であると認識しております。

取締役会・事業部門連携会議等を通じて情報共有と権限委譲を進め、特定の個人に依存しない経営体制の構築を図ってまいります。

⑧　サステナビリティへの取り組み

当社グループは、修理・再生を通じた資源の有効活用や、地域社会への貢献活動を通じて、持続可能な社会の実現を目指しております。

「誰一人取り残さないデジタル社会の実現」に向けて、社会的課題の解決と企業価値の向上を両立させる経営を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

当社グループは、パソコンやタブレット端末、スマートフォン、デジタル家電等のネットワーク対応機器に関するトラブル解決や設定・設置、通信OA機器等の提案・販売やインターネット光回線の販売・設置に対し、コールセンター運営及びサービス提供を行っております。

(6) 主要な営業所（2026年８月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	大阪府吹田市
東京本社	東京都港区
大阪支部	大阪府吹田市
神戸支部	神戸市兵庫区
福岡支部	福岡市博多区
名古屋支部	名古屋市東区
京都支部	京都市下京区
東京支部	東京都港区
西東京支部	東京都国分寺市
埼玉支部	さいたま市大宮区
千葉支部	千葉市中央区
横浜支部	横浜市神奈川区
札幌支部	札幌市白石区
厚木支部	神奈川県厚木市
浜松支部	浜松市中央区
浦和キッティングセンター	さいたま市南区
神戸コールセンター	神戸市中央区
熊本コールセンター	熊本市中央区

② 子会社

名称	所在地
ＩｏＴマーケティング株式会社	大阪府吹田市
株式会社スマホスピタル	大阪市北区
株式会社ネクストライン	大阪府吹田市
ミナソル株式会社	東京都港区

(7) 使用人の状況（2026年８月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
424名	44名増

（注）１．使用人数は就業員数であります。
２．使用人数が前連結会計年度末と比べて44名増加したのは、当社及び子会社における増員によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
304名	36名増	37.2歳	5.5年

（注）１．使用人数は就業員数であります。
２．使用人数が前事業年度末と比べて36名増加したのは、当社の各事業部における増員によるものであります。

(8) **主要な借入先の状況**（2026年８月31日現在）

① **当社**

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	346,684千円
株式会社十六銀行	179,976
株式会社関西みらい銀行	156,684
株式会社商工組合中央金庫	139,150
株式会社りそな銀行	129,676
株式会社紀陽銀行	83,360
株式会社名古屋銀行	40,284
北おおさか信用金庫	39,171
大阪信用金庫	30,841
株式会社但馬銀行	20,500
株式会社徳島大正銀行	12,497

② **子会社**

借入先	借入金残高
株式会社関西みらい銀行	48,072千円
株式会社但馬銀行	19,354
株式会社商工組合中央金庫	15,425
株式会社日本政策金融公庫	4,601

(9) **その他企業集団の現況に関する事項**

該当事項はありません。

２．会社の株式の状況（2026年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　4,160,800株

(2) 発行済株式の総数　1,739,800株

(3) 株主数　441名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
家喜信行	658,600株	37.85%
榊原暢宏	404,800	23.26
イノベーション・エンジン株式会社	129,295	7.43
ギグワークス株式会社	54,000	3.10
守屋博隆	40,900	2.35
日本PCサービス従業員持株会	38,800	2.23
清板大亮	28,200	1.62
NUWORKS株式会社	19,000	1.09
古瀬博	18,600	1.06
株式会社PEI	18,100	1.04

（注）持株比率は自己株式（212株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	家喜信行	グループCEO 株式会社スマホスピタル取締役会長 株式会社ネクストライン取締役 ミナソル株式会社取締役 IT整備士協会理事長
常務取締役	稲田恵	社長補佐 兼 管理本部長 株式会社スマホスピタル取締役
取締役	濱﨑慎一	デジホ事業本部長 ミナソル株式会社取締役 株式会社ネクストライン取締役 IoTマーケティング株式会社取締役 IT整備士協会理事 株式会社スマホスピタル取締役
取締役	宮下卓久	マーケティング事業本部長 IoTマーケティング株式会社代表取締役 株式会社スマホスピタル取締役 IT整備士協会理事
取締役	有田真紀	公認会計士有田事務所所長 株式会社ダイケン取締役 株式会社栗本鐵工所監査役
取締役	板東浩二	テック情報株式会社代表取締役会長兼社長 株式会社ネクストベース取締役 株式会社IGポート取締役 吉積ホールディングス株式会社取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	三井智映子	株式会社オフィスはる代表取締役 株式会社イベントス代表取締役
常勤監査役	小関明子	IoTマーケティング株式会社監査役 株式会社スマホスピタル監査役
監査役	香川晋平	K&P税理士法人代表社員 株式会社K&Pコンサルティング代表取締役 株式会社オンテックス監査役 株式会社サンテック監査役 伊丹ダイキン空調株式会社監査役 株式会社加貫ローラ製作所監査役 合同会社K&Pインベストメント社員 株式会社イズム監査役 高田香料株式会社監査役
監査役	持田大輔	五常総合法律事務所代表弁護士 アークシステムワークス株式会社監査役 テック情報株式会社監査役 株式会社RECEPTIONIST監査役

（注）１．取締役有田真紀氏、板東浩二氏及び三井智映子氏は、社外取締役であります。
２．監査役香川晋平氏及び持田大輔氏は、社外監査役であります。
３．取締役有田真紀氏及び監査役香川晋平氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役持田大輔氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当社は、取締役有田真紀氏、板東浩二氏、三井智映子氏、監査役香川晋平氏及び持田大輔氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．当事業年度中の重要な兼職の異動について
・取締役宮下卓久氏は2025年９月１日付で株式会社スマホスピタルの取締役に就任しました。
・取締役濱﨑慎一氏は2025年９月１日付で株式会社スマホスピタルの取締役に就任しました。
・常勤監査役小関明子氏は2025年９月１日付で株式会社スマホスピタルの監査役に就任しました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	156,210	156,210	－	－	9
監査役	13,230	13,230	－	－	4
社外役員	12,000	12,000	－	－	6

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、2013年11月28日開催の第12期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は１名）です。
３．監査役の報酬限度額は、2010年11月26日開催の第９期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は２名です。
４．上記報酬等の額のほかに当社社外役員が当事業年度に当社の子会社から役員として受けた報酬等はありません。
５．上表には、2025年11月27日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名（うち社外取締役０名）及び社外監査役１名を含んでおります。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年６月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。

・役員報酬等の決定のプロセス及び内容に関する方針

株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、あらかじめ定められた基準に基づいて算出した金額を基に、指名・報酬委員会において個人別報酬内容等を審議し、その答申内容を踏まえて、取締役会で決定することにより、決定過程の客観性及び透明性を確保する。

・報酬限度額

→取締役…年額300,000千円以内（2013年11月28日開催 第12期定時株主総会決議）

・報酬構成に関する方針
→取締役（社外取締役を除く）の報酬は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブとして、金銭による基本報酬及び業績連動報酬で構成する。社外取締役については、業務執行から独立した立場で当社の経営の監督及び助言を行うことから、基本報酬(基準額)のみとする。
・報酬水準に関する方針
基本報酬は、当社の事業規模、内容、人材確保等の観点から、同業及び同規模他社の水準とバランスを勘案した基準額と調整額により設計する。業績連動報酬は、通期業績予想の達成を意識づけるため、連結業績予想における親会社株主に帰属する当期純利益の達成状況により設計するが、社会情勢等を勘案し支給しないこともある。基本報酬及び業績連動報酬に関する制度・算定基準は、役位又は役割の変更、業容の変化、物価変動や最低賃金等の社会情勢、従業員の給与水準等を総合的に勘案し、取締役会において決定し、必要に応じて改定する。
→基本報酬
基準額：役割及び責任の程度に応じ、役位別基準表を基に指名・報酬委員会で個人別に審議し、その答申を踏まえて決定する。なお、グループ会社役員を兼務する場合は、役割及び責任範囲に応じて各社の報酬負担割合を按分することができる。
調整額：個々人の経験・実績・職務範囲の他、外部採用取締役については出身地・居住地等に鑑みて想定される人材市場における報酬水準・報酬慣行等を考慮し、基準額の300％を上限として、指名・報酬委員会で個人別にその必要性及び水準を審議し、その答申を踏まえて決定する。
→業績連動報酬
連結業績予想における親会社株主に帰属する当期純利益の通期目標を達成した場合、指名・報酬委員会において会社業績、社会情勢その他の事情を踏まえ、支給の要否及び個人別支給額を審議し、その答申を踏まえて決定する。

(4) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項の規定及び定款に基づき、当社が各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
（責任限定契約の内容の概要）
会社法第423条第１項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社に属する役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金や争訴費用等が填補されることになります。

(6)　社外役員に関する事項

①　社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況及び当社との関係

区　分	氏　名	兼職する法人等	兼職の内容
社外取締役	有田真紀	公認会計士有田事務所 株式会社ダイケン 株式会社栗本鐵工所	所長 取締役 監査役
	板東浩二	テック情報株式会社 株式会社ネクストベース 株式会社IGポート 吉積ホールディングス株式会社	代表取締役会長兼社長 取締役 取締役 取締役
	三井智映子	株式会社オフィスはる 株式会社イベントス	代表取締役 代表取締役
社外監査役	香川晋平	K&P税理士法人 株式会社K&Pコンサルティング 株式会社オンテックス 株式会社サンテック 伊丹ダイキン空調株式会社 株式会社加貫ローラ製作所 合同会社K&Pインベストメント 株式会社イズム 高田香料株式会社	代表社員 代表取締役 監査役 監査役 監査役 監査役 社員 監査役 監査役
	持田大輔	五常総合法律事務所 アークシステムワークス株式会社 テック情報株式会社 株式会社RECEPTIONIST	代表弁護士 監査役 監査役 監査役

（注）１．社外取締役有田真紀氏は、公認会計士有田事務所の所長、株式会社ダイケンの取締役及び株式会社栗本鐵工所の監査役ですが、各社と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。

２．社外取締役板東浩二氏は、テック情報株式会社の代表取締役会長兼社長、株式会社ネクストベースの取締役、株式会社IGポートの取締役及び吉積ホールディングス株式会社の取締役であります。テック情報株式会社と当社の間には人材派遣に関する取引関係がありますが、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他の各社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

３．社外取締役三井智映子氏は、株式会社オフィスはるの代表取締役及び株式会社イベントスの代表取締役ですが、両社と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。

４．社外監査役香川晋平氏は、K&P税理士法人の代表社員、株式会社K&Pコンサルティングの代表取締役、株式会社オンテックスの監査役、株式会社サンテックの監査役、伊丹ダイキン空調株式会社の監査役、株式会社加貫ローラ製作所の監査役、合同会社K&Pインベストメントの社員、株式会社イズムの監査役及び高田香料株式会社の監査役であります。当社及び当社グループは、K&P税理士法人との間

に商品売買及び役務提供の取引がありますが、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他の各社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

5．社外監査役持田大輔氏は、五常総合法律事務所の代表弁護士、アークシステムワークス株式会社の監査役、テック情報株式会社の監査役及び株式会社RECEPTIONISTの監査役であります。テック情報株式会社と当社の間には人材派遣に関する取引関係がありますが、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他の各社と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	有田真紀	当事業年度開催の取締役会16回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、公認会計士、税理士としての専門的な見地から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、上記のほか、指名・報酬委員会の委員を務め、当該事業年度開催の当該委員会の全て(３回)に出席するなどにより独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
	板東浩二	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席いたしました。取締役会において、企業経営に関する長年にわたる豊富な経験から積極的に意見、監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、上記のほか、指名・報酬委員会の委員長を務め、当該事業年度開催の当該委員会の全て(３回)に出席するなどにより独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
	三井　智映子	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席いたしました。取締役会において、金融アナリストとして多数企業の財務分析、市場動向調査に関する経歴と専門的な見地から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	香川晋平	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席いたしました。また、監査役会は12回のうち11回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、公認会計士、税理士としての専門的な見地から監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	持田大輔	就任後の当事業年度開催の取締役会13回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的な見地から監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(7) スキルマトリックス

(会社における) 地位	氏名	経営戦略	営業 マーケティング	IT・DX テクノロジー	人材開発 人事労務	財務 ファイナンス	法務 リスクマネジメント	ESG サステナビリティ
代表取締役	家喜 信行	●	●	●	●	●		
取締役	稲田 恵	●			●	●	●	●
取締役	濱﨑 慎一		●	●				
取締役	宮下 卓久		●	●				
(社外)取締役	有田 真紀					●		
(社外)取締役	板東 浩二	●	●	●	●	●		
(社外)取締役	三井 智映子					●		●
監査役	小関 明子					●	●	
(社外)監査役	香川 晋平	●	●	●	●	●		
(社外)監査役	持田 大輔			●	●		●	●

(8) 執行役員に関する事項

当社は、執行役員制度を導入しております。2026年８月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
上席執行役員	大下 慧治	モバイル事業担当
上席執行役員	藤井 悠	管理本部担当兼広報ブランディング推進室長
執行役員	守屋 博隆	市場開拓室長
執行役員	瀧本 拓也	アライアンス推進部長
執行役員	奥田 恵一郎	サービス企画開発担当
執行役員	外山 雅彦	BPOソリューション事業本部長
執行役員	兼久 裕史	情報システム部長

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　桜橋監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容は、会計監査人がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって、その損害賠償責任の限度としております。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定め、業務の適正を確保するための体制の整備に努めております。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、当社取締役会において協議し決定する。また、各取締役は、取締役会において定期的に職務の執行状況を報告する。なお、取締役会は「取締役会規程」に基づき原則として月１回開催する。

b. 当社及び当社子会社の監査役は、自社の取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。

c. 当社は、当社代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスリスクに関する重要な問題の審議の実施、及びコンプライアンス体制の構築・維持・向上を図るとともに、当社及び当社子会社の取締役及び使用人への啓蒙に努める。

d. 当社は、「内部通報制度」に基づき、企業倫理に違反する行為の早期発見・是正並びに不正防止に対応できる体制をつくるため、社内の通報（相談）窓口を設ける。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報について、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。

b. 「文書管理規程」、「稟議規程」等の関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図る。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 各事業部の責任者は、管轄業務に関する適切なリスクマネジメントを実行するとともに、事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、事業部門連携会議、リスク・コンプライアンス委員会等で審議しリスク管理を行う。

b. 当社代表取締役社長をリスク管理の総括責任者として任命し、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

c. 有事の際は、「リスク・コンプライアンス委員会規程」、「緊急リスク対策本部運営規程」に基づき、当社代表取締役社長が直ちに「緊急リスク対策本部」を設置し、規程に準拠した体制を整備するとともに、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応を図る。

④　当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a.　当社及び当社子会社は、業務分掌及び決裁権限に関する規程等において、各取締役の業務執行の分担を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を構築する。

b.　各取締役は、管轄する部署が実施すべき具体的な施策の決定及び効率的な業務執行体制の整備を行うとともに、取締役会において目標に対する進捗状況を報告する。

c.　取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。

d.　経営及び業務執行に必要な情報について、ITを活用し迅速かつ的確に各取締役が共有する。

⑤　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a.　当社は、「子会社管理規程」等の関連規程に基づきグループ各社を管理する。

b.　グループ各社の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、業務執行状況、財務状況その他の重要情報について当社への定期的な報告を求めるとともに、重要事項を行うときは事前に当社への協議または報告を求める。

c.　グループ各社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象を発見した場合には、直ちに当社の主管部署、リスク・コンプライアンス委員会及び監査役に報告する体制とする。グループ各社のリスク管理体制については、主管部署が総合的に指導及び支援を行うものとする。

d.　当社内部監査担当者は、グループ各社に対する内部監査を定期的に実施し、業務の適正性を監査する。内部監査担当者はその結果を、適宜、当社監査役及び代表取締役社長に報告するものとする。

⑥　当社の監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

a.　監査役の職務を補助する使用人について、取締役会は監査役と協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置する。

b.　監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

⑦　当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

a.　当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、取締役会、事業部門連携会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議への監査役の出席を通じて、職務の執行状況や会社に著

しい損害を及ぼすおそれのある事項等について報告する。

b. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を監査役に報告する。

c. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応する。

d. 報告をした者が、当社の監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いがなされないことを確保するための体制を整備する。

⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。

b. 会計監査人及び内部監査担当者と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制を構築する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

a. 「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を役員及び使用人全員に周知徹底する。

b. 平素より関係行政機関からの情報収集に加え、同規程により取引先の調査を行い、また、契約締結後に判明した場合には契約を解除できるように対応する。なお、不当要求等が発生した場合には、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社取締役会は、各部門における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査役との情報共有並びに経営管理を行っております。

当社監査役会は、社外監査役２名を含む監査役３名で構成されております。監査役会では、取締役会議案を含む重要な事項についての報告及び協議を行っております。また、定期的に代表取締役及び会計監査人とのミーティングを開催し、経営課題等の情報の共有及び意見交換を行って

おります。

当社内部監査室は、内部監査計画書に基づき、各拠点における業務・運営の適正性、効率性を中心に内部監査を実施いたしました。監査結果その他の情報は、代表取締役社長及び監査役に適時報告されております。

監査役は、取締役会に出席し適時適切な発言を行っております。なお、当社は監査役が監査に必要な情報を提供するとともに、監査役の社内各種会議への出席を保障しております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しておりますが、財務体質の強化を図るため、これまで配当を実施しておりません。

将来的な利益還元につきましては、経営体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しながら、継続的かつ安定的な配当を実施していく方針であります。

内部留保資金につきましては、経営体質の強化を図るとともに、事業拡大のための投資に有効活用してまいります。

配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

（注）　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2026年８月31日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,014,641**	**流動負債**	**1,400,209**
現金及び預金	901,039	買掛金	150,956
売掛金	578,865	１年内償還予定の社債	20,000
商品	320,014	短期借入金	190,000
貯蔵品	3,346	１年内返済予定の長期借入金	317,834
前払費用	173,941	未払金	312,760
その他	67,870	未払費用	88,195
貸倒引当金	△30,436	未払法人税等	41,831
固定資産	**424,769**	賞与引当金	13,080
有形固定資産	**83,031**	契約負債	115,554
建物及び構築物	59,172	その他	149,997
その他	23,858	**固定負債**	**773,494**
無形固定資産	**80,337**	長期借入金	758,441
のれん	51,343	その他	15,053
その他	28,993	**負債合計**	**2,173,703**
投資その他の資産	**261,400**	（純資産の部）	
投資有価証券	16,584	**株主資本**	**268,910**
差入保証金	152,287	資本金	360,058
繰延税金資産	42,558	資本剰余金	156,566
長期貸付金	49,517	利益剰余金	△247,280
その他	23,923	自己株式	△433
貸倒引当金	△23,470	**その他の包括利益累計額**	**△3,203**
		その他有価証券評価差額金	△3,203
		純資産合計	**265,707**
資産合計	**2,439,410**	**負債・純資産合計**	**2,439,410**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		8,086,792
売上原価		5,285,260
売上総利益		2,801,531
販売費及び一般管理費		2,728,608
営業利益		72,923
営業外収益		
受取利息	2,984	
受取配当金	158	
貸倒引当金戻入額	4,468	
助成金収入	3,684	
その他	2,029	13,324
営業外費用		
支払利息	23,496	
貸倒引当金繰入額	482	
その他	1,412	25,392
経常利益		60,855
特別利益		
固定資産売却益	245	245
特別損失		
固定資産除売却損	824	
減損損失	32,218	33,043
税金等調整前当期純利益		28,057
法人税、住民税及び事業税	48,789	
法人税等調整額	△14,366	34,423
当期純損失		6,365
親会社株主に帰属する当期純損失		6,365

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	360,058	156,566	△240,915	△433	275,275
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△6,365		△6,365
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△6,365	－	△6,365
当期末残高	360,058	156,566	△247,280	△433	268,910

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	941	941	276,217
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△6,365
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,144	△4,144	△4,144
当期変動額合計	△4,144	△4,144	△10,509
当期末残高	△3,203	△3,203	265,707

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　４社

・主要な連結子会社の名称　IoTマーケティング株式会社
株式会社スマホスピタル
株式会社ネクストライン
ミナソル株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

ロ．棚卸資産

商品　主として個別法（一部の連結子会社においては総平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
建物以外の有形固定資産については、定率法によっております。
ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　３年～38年

ロ．無形固定資産　定額法
なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年間）に基づいております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

当社グループは、フィールドサポート事業及び会員サポートセンター事業を主な事業としており、それぞれの事業においてパソコンやスマートフォン等のデジタル機器に関するサービス及び関連する商品の販売等の提供を行っております。

イ．　フィールドサポート事業においては、主に駆けつけサポート、代行設定サポート、ビジネスソリューションサポート、店舗持込サポートに分かれております。

駆けつけサポート、代行設定サポート及び店舗持込サポートについては、顧客からの依頼によりデジタル機器のトラブル解決及び設置設定サービス等を提供し、顧客に役務提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

ビジネスソリューションサポートについては、商品の販売、導入等を提供しており、商品の販売及び導入に関しては、顧客の検収により履行義務を充足することから、検収時に収益を認識しております。

ロ．　会員サポートセンター事業においては、会員サポート及び企業のコールセンター業務の受託運営サービスを提供しております。

会員サポートについては、自社及び提携企業の会員に対し電話及びリモート操作によるサポートや、デジタル機器に対しての保証・保険付きの定額サービスを顧客との契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供する義務を負っており、これらに関する業務を履行義務と識別しております。契約期間中、サービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて期間按分し、収益を認識しております。また、保険・保証付きの定額サービスについては、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の額から仕入先に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

コールセンター業務の受託運営については、履行義務の充足時点は、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するため、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法としております。

⑤　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５～10年間の定額法により償却しております。

２．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「助成金収入」は1,047千円であります。

３．会計上の見積りに関する注記

（のれん）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん　　51,343千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれんを含む資産グループについて、取得時に見込んだ超過収益力が将来に亘って発現するかに着目し、事業計画に基づく営業利益とその実績が著しく下方に乖離していないかを確認すること等によって、のれんの減損の兆候の把握を行っております。

のれんに減損の兆候があると認められる場合には、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、帳簿価額を下回る場合には、のれんを含む帳簿価額について減損損失の認識の判断を行っております。割引前将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された事業計画を基礎として見積っております。

当該事業計画における将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、将来の売上成長率等の重要な見積りや仮定に基づいており、主として市場や顧客等の状況といった外部要因により変動するものであるため、不確実性が伴います。

これらの見積り及び仮定が、経済環境の悪化等により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度において、株式会社ネクストラインの買収時に認識したのれんについて21,475千円の減損損失を計上しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　67,755千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,739,800株	－	－	1,739,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入による方針です。デリバティブは利用しておりません。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、そのほとんどが１年以内の入金期日であり、取引先毎の期日管理及び残高管理により、リスク管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的な時価の把握が行われ、取締役会に報告されております。

差入保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約締結前に対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、取引先企業の経営状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

社債及び借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金」については現金であること、「預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（※１）	時　価（※１）	差　　額
①投資有価証券	16,584	16,584	－
②差入保証金	152,287	126,310	△25,976
③長期貸付金（※２）	62,079		
貸倒引当金（※３）	△25,842		
	36,237	36,237	－
④社債（※４）	(20,000)	(19,978)	△21
⑤長期借入金（※５）	(1,076,275)	(1,063,506)	△12,768

（※１）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。
（※２）１年内回収予定のものを含みます。
（※３）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
（※４）１年内償還予定のものを含みます。
（※５）１年内返済予定のものを含みます。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しています。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	16,584	－	－	16,584

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	126,310	－	126,310
長期貸付金	－	－	36,237	36,237
資産計	－	126,310	36,237	162,548
社債	－	19,978	－	19,978
長期借入金	－	1,063,506	－	1,063,506
負債計	－	1,083,485	－	1,083,485

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

差入保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期貸付金

回収見込額に基づいて貸倒引当額を算定しているため、時価は長期貸付金計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該金額を時価とし、レベル３の時価に分類しております。

社債、長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規発行又は借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
社債	20,000	－	－	－	－	－
長期借入金	317,834	276,133	256,846	177,647	47,815	－
合計	337,834	276,133	256,846	177,647	47,815	－

７．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

フィールドサポート事業	6,477,479
会員サポートセンター事業	1,609,312
外部顧客への売上高	8,086,792

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表　１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(3) 会計方針に関する事項　④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3)　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	159,349
契約負債(期末残高)	115,554

契約負債は、主に保証・保険付きサービスであります。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は82,937千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当連結会計年度 (2026年８月31日)
１年以内	64,032
１年超２年以内	31,563
２年超３年以内	11,668
３年超	8,289
合計	115,554

８．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　152円74銭

(2)　１株当たり当期純損失（△）　△３円66銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（2026年８月31日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,392,265**	**流動負債**	**1,232,828**
現金及び預金	555,837	買掛金	170,235
売掛金	517,779	１年内償還予定の社債	20,000
商品	102,156	短期借入金	190,000
前払費用	152,762	１年内返済予定の長期借入金	293,270
その他	85,296	未払金	274,928
貸倒引当金	△21,567	未払費用	49,154
固定資産	**728,246**	未払法人税等	16,040
有形固定資産	**56,770**	未払消費税等	44,441
建物	34,521	賞与引当金	6,025
工具器具備品	22,249	契約負債	104,444
無形固定資産	**21,254**	その他	64,288
ソフトウエア	16,623	**固定負債**	**698,321**
ソフトウエア仮勘定	4,100	長期借入金	695,553
その他	530	その他	2,768
投資その他の資産	**650,221**	**負債合計**	**1,931,150**
投資有価証券	16,584	（純資産の部）	
関係会社株式	463,532	**株主資本**	**192,564**
長期貸付金	29,746	**資本金**	**360,058**
関係会社長期貸付金	25,010	**資本剰余金**	**212,597**
差入保証金	88,652	資本準備金	212,597
破産更生債権	2,173	**利益剰余金**	**△379,657**
繰延税金資産	25,375	その他利益剰余金	△379,657
その他	13,058	繰越利益剰余金	△379,657
貸倒引当金	△13,911	**自己株式**	**△433**
		評価・換算差額等	**△3,203**
		その他有価証券評価差額金	△3,203
		純資産合計	**189,360**
資産合計	**2,120,511**	**負債・純資産合計**	**2,120,511**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,356,455**
売上原価		**4,156,074**
売上総利益		**2,200,380**
販売費及び一般管理費		**2,189,906**
営業利益		**10,473**
営業外収益		
受取利息	2,663	
受取配当金	158	
貸倒引当金戻入額	2,210	
その他	851	5,884
営業外費用		
支払利息	22,206	
貸倒引当金繰入額	462	
その他	592	23,260
経常損失		**6,901**
特別利益		
固定資産売却益	1,041	1,041
特別損失		
固定資産除売却損	278	
関係会社株式評価損	259,044	
減損損失	6,502	265,824
税引前当期純損失		**271,685**
法人税、住民税及び事業税	6,805	
法人税等調整額	△10,243	△3,437
当期純損失		**268,247**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	360,058	212,597	212,597	△111,410	△111,410	△433	460,811
当期変動額							
当期純損失（△）				△268,247	△268,247		△268,247
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	△268,247	△268,247	－	△268,247
当期末残高	360,058	212,597	212,597	△379,657	△379,657	△433	192,564

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	941	941	461,752
当期変動額			
当期純損失（△）			△268,247
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,144	△4,144	△4,144
当期変動額合計	△4,144	△4,144	△272,391
当期末残高	△3,203	△3,203	189,360

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

子会社株式　移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
建物以外の有形固定資産については、定率法によっております。
ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　３年～38年

② 無形固定資産　定額法
なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年間）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

当社は、フィールドサポート事業及び会員サポートセンター事業を主な事業としており、それぞれの事業においてパソコンやスマートフォン等のデジタル機器に関するサービス及び関連する商品の販売等の提供を行っております。

イ．　フィールドサポート事業においては、主に駆けつけサポート、代行設定サポート、ビジネスソリューションサポート、店舗持込サポートに分かれております。

駆けつけサポート、代行設定サポート及び店舗持込サポートについては、顧客からの依頼によ

りデジタル機器のトラブル解決及び設置設定サービス等を提供し、顧客に役務提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

ビジネスソリューションサポートについては、商品の販売、導入等を提供しており、商品の販売及び導入に関しては、顧客の検収により履行義務を充足することから、検収時に収益を認識しております。

ロ. 会員サポートセンター事業においては、会員サポート及び企業のコールセンター業務の受託運営サービスを提供しております。

会員サポートについては、自社及び提携企業の会員に対し電話及びリモート操作によるサポートや、デジタル機器に対しての保証・保険付きの定額サービスを顧客との契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供する義務を負っており、これらに関する業務を履行義務と識別しております。契約期間中、サービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて期間按分し、収益を認識しております。また、保険・保証付きの定額サービスについては、当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の額から仕入先に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

コールセンター業務の受託運営については、履行義務の充足時点は、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するため、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法としております。

2．会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式　　463,532千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式の評価について、関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合には、経営者によって承認された事業計画を基礎として、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判断し、回復可能性が認められない場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、関係会社株式には超過収益力を反映して取得したものが含まれており、当社は当該関係会社株式の評価について、超過収益力を反映した価額で減損判定の基礎となる実質価額を算定しております。

当該事業計画及び超過収益力については、将来の売上成長率等の重要な見積りや仮定に基づいており、主として市場や顧客等の状況といった外部要因により変動するものであるため、不確実性が伴います。

これらの見積り及び仮定が、経営環境の悪化等により見直しが必要になった場合、翌事業年度において、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

なお、当事業年度において、株式会社スマホスピタルの関係会社株式の実質価額が著しく低下したため、取得原価を実質価額まで減額し、関係会社株式評価損259,044千円を計上しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　45,584千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分掲記したものを除く）は次のとおりであります。

① 短期金銭債権　32,218千円

② 短期金銭債務　59,565千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高　54,158千円

仕入高　425,413千円

販売費及び一般管理費　32,285千円

営業取引以外の取引高　727千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数　（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度期増加株式数	当事業年度期減少株式数	当事業年度期末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	212	―	―	212	
合計	212	―	―	212	

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、貸倒引当金等であり、評価性引当額を控除しています。

７．関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	IT整備士協会	(所有) 直接 ―	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 貸付金の返済 受取利息 (注) 1	－ 2,210 189	短期貸付金 長期貸付金 (注) 2	2,238 11,738

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) １．資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

２．貸付金に対し、合計13,976千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、合計2,210千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)スマホスピタル	(所有) 直接 100	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 貸付金の返済 受取利息 (注) 1	－ 9,996 727	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	9,996 25,010

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) １．資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

８．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表７．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　108円85銭

(2) １株当たり当期純損失（△）　△154円20銭

１０. 重要な後発事象に関する注記

（吸収合併による企業結合）

当社は、2026年10月14日開催の取締役会において、2026年12月１日を効力発生日として、当社の完全子会社であるミナソル株式会社を吸収合併することを決議しております。

（１） 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称　　ミナソル株式会社

事業内容　　コールセンター事業、法人事業他

② 企業結合日

2026年12月１日（予定）

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併とし、ミナソル株式会社は効力発生日をもって解散します。

④ 結合後企業の名称

日本PCサービス株式会社

⑤ 企業結合を行った主な理由

当社とミナソル株式会社が有する事業運営体制及び経営資源を一体化することにより、グループ内の連携強化と管理・運営体制の効率化を図るものであります。

（２） 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月16日

日本ＰＣサービス株式会社
　取締役会　御中

桜 橋 監 査 法 人
大 阪 府 大 阪 市

指　定　社　員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　宮崎　博

指　定　社　員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　川﨑　健一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本PCサービス株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本PCサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月16日

日本PCサービス株式会社
取締役会　御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市
指定社員 業務執行社員　公認会計士　宮崎　博
指定社員 業務執行社員　公認会計士　川﨑　健一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本PCサービス株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年10月14日開催の取締役会において、2026年12月１日を効力発生日として、会社の完全子会社であるミナソル株式会社を吸収合併することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属　　明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

（1）　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）　連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月16日

日本PCサービス株式会社　監査役会

常勤監査役　　小関　明子

社外監査役　　香川　晋平

社外監査役　　持田　大輔

以　上

第１号議案　取締役２名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を２名増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※ 佐藤（さとう）　圭之介（けいのすけ） （1975年１月31日生）	1999年４月　日本コロンビア株式会社入社 2004年１月　有限会社ミラクル・バス入社 2007年４月　株式会社毎日コミュニケーションズ 人材事業部マーケティング部課長 2012年４月　株式会社ドワンゴ執行役員営業本部長 2017年４月　株式会社グリー執行役員営業本部長 2021年１月　ソフトバンクグループ株式会社営業本部長 2026年１月　株式会社SCOグループ 同社会長室室長就任(現任) （重要な兼職の状況） 株式会社SCOグループ　会長室室長	－
2	※ 那須（なす）　一基（かずき） （1988年８月12日生）	2012年４月　株式会社リッツ（現シェアリングテクノロジー）入社 2013年４月　同社統括マネージャー 2016年６月　PROJECTGROUP株式会社入社 WEBコンサルティング部マネージャー 2019年７月　株式会社Proteaを設立代表取締役(現任) （重要な兼職の状況） 株式会社Protea　代表取締役	－

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．佐藤圭之介氏及び那須一基氏は、社外取締役候補者であります。

４．佐藤圭之介氏は、これまでの豊富な事業経験及び幅広い人的ネットワークを有しております。これらの経験と知見を生かし、当社グループの法人及び個人の両事業におけるアライアンス戦略や事業機会の拡大について、独立した客観的な立場から経営への助言及び監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

５．那須一基氏は、Webマーケティング領域における専門的知見及び企業経営の経験を有しております。これらの経験と知見を生かし、当社グループの集客戦略やデジタル領域における事業戦略等について、独立した客観的な立場から経営への助言及び監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社に属する役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金や争訴費用等が填補されることになります。
７．当社は、佐藤圭之介氏及び那須一基氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
８．当社は、佐藤圭之介氏を名古屋証券取引所が定める独立役員として届出予定であり、選任が承認された場合には、同氏が独立役員となる予定であります。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者王子勇也氏は、社外監査役以外の監査役の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本選任の効力につきましては王子勇也氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
王子（おうじ）　勇也（ゆうや） （1981年11月28日生）	2017年５月　当社入社 2021年３月　当社FS加盟店事業部企業・技術サポート課課長 2022年９月　当社内部監査室課長代理 2023年９月　当社内部監査室室長（現任）	－

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、王子勇也氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とします。

３．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社に属する役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金や争訴費用等が填補されることになります。王子勇也氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、インターネット又は書面（議決権行使書の郵送）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時30分から午前４時30分までは取り扱いを休止します。）

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、2026年11月25日（水曜日）の午後６時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記２．(1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

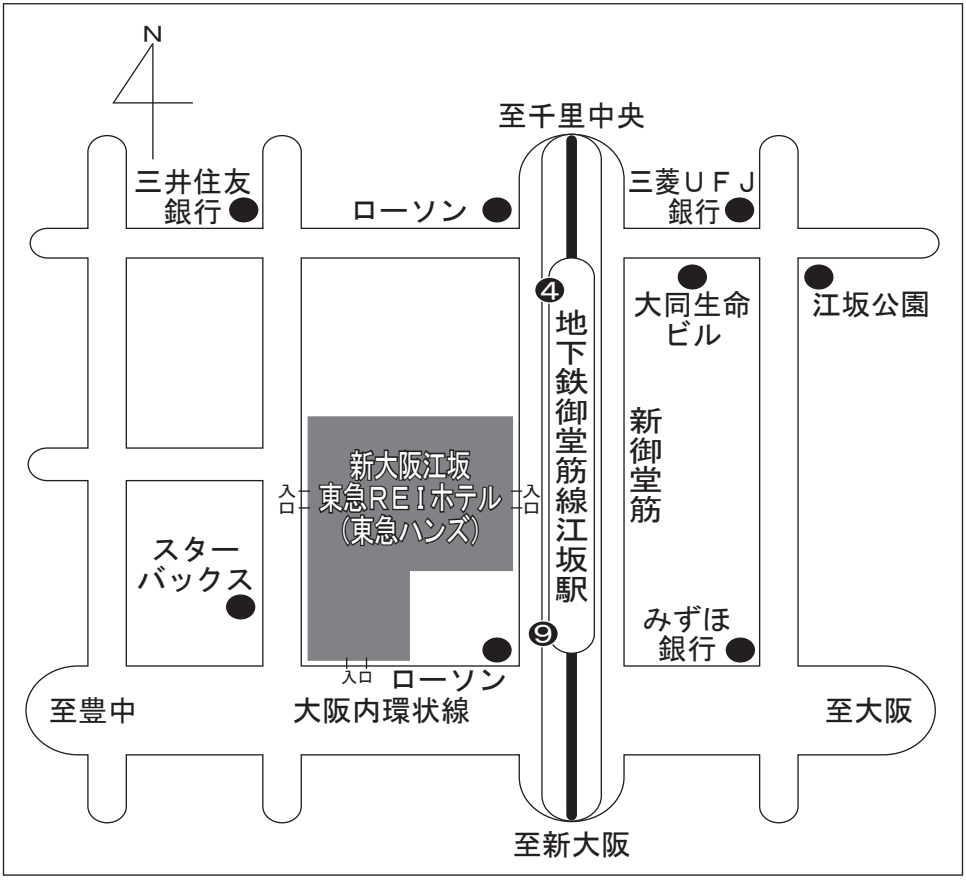
４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、パケット通信料・その他利用による料金が必要になる場合がありますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図



住　　所	大阪府吹田市豊津町９番６号
場　　所	新大阪江坂東急ＲＥＩホテル　３階　ウッドルーム
電　話　番　号	06－6338－0109
交　通　機　関	地下鉄御堂筋線江坂駅（④番・⑨番出口）より徒歩１分

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK